

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和6年11月18日(2024.11.18)

【国際公開番号】WO2022/270620
 【出願番号】特願2023-530141(P2023-530141)

【国際特許分類】

C 0 8 L 3 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 L 2 9 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

D 0 1 F 6 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

C 0 8 L 3 / 0 2

C 0 8 L 2 9 / 0 4 B

D 0 1 F 6 / 1 4 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月8日(2024.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アニオン性基を有する変性ビニルアルコール系重合体(A)と澱粉(B)とを含有し、該澱粉(B)のアミロペクチン含有量が50～100質量%である、樹脂組成物。

【請求項2】

前記澱粉(B)が、置換度が0より大きく3以下の変性澱粉である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項3】

30

前記変性ビニルアルコール系重合体(A)におけるアニオン性基の変性量が0.1～10モル%である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項4】

前記変性ビニルアルコール系重合体(A)の粘度平均重合度が300～3,000である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項5】

前記変性ビニルアルコール系重合体(A)と澱粉(B)の質量比(A/B)が15/85～70/30である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項6】

ヘイズが30%以下である、請求項1に記載の樹脂組成物。

40

【請求項7】

前記澱粉(B)が、置換度が0.05～0.5の変性澱粉である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項8】

前記変性ビニルアルコール系重合体(A)と澱粉(B)の質量比(A/B)が30/70～70/30である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項9】

請求項1～8のいずれかに記載の樹脂組成物を含む成形体。

【請求項10】

フィルム又は繊維である、請求項9に記載の成形体。

50

【請求項 1 1】

水溶性フィルム又は水溶性繊維である、請求項 1 0 に記載の成形体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 7】

[合成例 1 2]

還流冷却器、攪拌機、温度計、窒素導入管及び粒子の添加口を備える反応器に、前記澱粉 - 9 を 1 0 0 質量部、水 1 0 0 0 質量部を仕込んだ。内温が 5 0 になるまで加温し、そのまま 3 0 分攪拌して澱粉を溶解させたのち、室温まで放冷した。ここにモノクロロ酢酸 1 7 0 質量部を添加し、室温で攪拌しながら 2 0 質量%水酸化ナトリウム水溶液 5 0 質量部を滴下した後、内温が 5 5 になるまで加熱し 3 時間攪拌してカルボキシメチル化を行った。その後、常温まで冷却した反応液をエタノール 3 0 0 0 質量部に滴下して再沈殿を行い、得られた生成物をろ別した。続いてこの生成物にメタノール 1 0 0 0 質量部を加えて室温で 3 時間攪拌洗浄した。上記の洗浄操作を 3 回繰り返し、得られた澱粉を 4 0 で終夜真空乾燥して、置換度 1 . 2 のカルボキシメチル化澱粉「澱粉 - 1 0 」を得た。

10

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 0】

[実施例 2 4]

変性ビニルアルコール系重合体 (A) として、P V O H - 1 に代えて P V O H - 8 を用い、可塑剤 (C) の添加量を表 3 に示すように変更したこと以外は実施例 1 と同様にして目的の成形体を得た。

実施例 1 と同様にして成形体を得た。

20

30

40

50